

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」 会議録要旨（全文）

日 時：令和3年2月5日（金） 午前10時から午前11時30分まで
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
出席者：君島昌志副会長、阿部祥大委員、荒木裕美委員、佐々木貴子委員、
佐藤善司委員、高野幸子委員、根來興宣委員
（以上、次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員）
海野京子委員、本多恵子委員（次世代育成支援対策地域協議会委員）
小林純子委員、佐々木とし子委員、竹下小百合委員（子ども・子育て会議委員）

1 開会

司会（子育て社会推進室）

- ただ今より、宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。
- この会議は、次世代育成支援対策地域協議会条例及び子ども・子育て会議条例に基づくそれぞれの会議を合同で開催しております。
- 初めに、資料の確認をお願いいたします。会議次第、委員名簿、席次表、資料1-1、1-2、1-3を机上に御用意させていただいております。すべてお手元におそろいでしょうか。
- ここで、会議の成立について御報告いたします。本日は所用により足立会長、阿部敬子委員、岡文委員、佐藤憲康委員、高橋由美委員が御欠席でございますが、次世代育成支援対策地域協議会においては14名中9名、子ども・子育て会議については15名中10名の委員の皆様にご出席をいただいております。いずれも過半数を上回ることから、条例の規定により、本会議は成立していることを御報告申し上げます。
なお、本日の会議については、情報公開条例に基づき、公開とさせていただきます。また、議事録は、県政情報センターや県ホームページなどで公開することになりますので、よろしくをお願いいたします。
- はじめに、会議の開催に当たりまして、保健福祉部長の伊藤より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

伊藤保健福祉部長

- 保健福祉部長の伊藤でございます。一言御挨拶を申し上げます。
- 本日は皆様御多忙の中御参席いただきましてありがとうございます。
- 新型コロナウイルス感染症については、県内でも学校等でクラスターが発生するなど未だに感染が続いております。一時よりは新規の感染者数は減ってきておりますが、我々としては医療提供体制の逼迫も危惧しているところであり、重症入院患者が一定数いる状況の中でまだまだ対応の手を緩めるわけにはいかないと考えております。
- 子ども・子育て関係でも、学校、保育園、放課後児童クラブにおいて感染する例も出て

おりますけれども、普段の感染症対策にもかなり注意していただいております、現場の先生方の対応については大変感謝しております。

- 各家庭においても、色々な面で配慮や苦勞もされていると思います。差別などに対しても教育委員会と連携しながら対応してまいります。
- ワクチンの先行接種への準備が進んでいるところですが、少しでも県民の方々がともにコロナを乗り越えられるように全力を尽くしたいと考えています。
- 本日の会議では、内容の検討を進めてまいりました、次期「宮城県子どもの貧困対策計画」の最終案をお示しすることとなりました。前回の会議において委員の皆様から頂戴しました御意見や、パブリックコメントでいただいた御意見等を踏まえ、修正した内容について御説明する予定ですので、皆様方からの忌憚のない御意見・御提言をいただきたいと思っております。
- 本日の会議における審議が活発かつ有意義なものになるよう、皆様方の御協力をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。

3 出席者紹介

司会

- 事務局職員の紹介につきましては、お配りの名簿をもってかえさせていただきます。
なお、伊藤部長におきましては、公務のため、ここで退席させていただきます。
《伊藤部長退席》
- それでは、以後の進行につきまして、本来であれば足立会長にお願いするところですが、本日御欠席ですので、条例の規定により、職務代理ということで君島副会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

4 説明事項

(1) 次期「子どもの貧困対策計画」(最終案)について

君島副会長

- ご紹介いただきました君島です。今回、議長を務めさせていただきます。
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、限られた時間で活発な意見交換が行われますよう、皆様のご協力のほどよろしくお願いたします。
では、早速、議事に入りたいと思います。
次期「宮城県子どもの貧困対策計画」(最終案)について事務局からご説明をよろしくお願いたします。

事務局(子育て社会推進室)

- 子育て社会推進室の福田でございます。日頃から皆様には子育て支援、そしてコロナ対策等に御尽力いただいております、ありがとうございます。
それでは、説明事項の「宮城県子どもの貧困対策計画(令和3年度～令和7年度)」(最終案)についてご説明いたします。
昨年7月のこの会議におきまして、計画の骨子について皆さまからいただいたご意見を

踏まえて取りまとめました中間案について、12月から今年1月にかけてパブリックコメントを実施し、県議会にも報告いたしました。また、関係団体や当事者ヒアリングを行い、それらでいただいたご意見などを踏まえて庁内で検討を重ね、今回最終案としてお示しするものです。

お手元にお配りいたしました資料1-1、こちらが本計画の最終案になります。その概要について、資料1-2を中心に説明したいと思います。

〈最終案の概要〉

- 資料1-2【最終案の概要】をご覧くださいと思います。

まず、資料の左側、計画策定の趣旨、計画期間、計画の位置づけ、基本理念、施策推進に当たっての基本的方針につきましては、前回の審議会でお示ししたとおりでございます。

その下になりますが、持続可能な開発目標（SDGs）との関係ですが、子どもの貧困対策は「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現を目指すSDGsの多くのゴールと関連していることから、SDGsを共通の目標として子どもの貧困対策を進めていくこととし、中間案の段階で内容に加えたものです。

- 次に、資料の右側、推進する施策と主な内容について説明いたします。

子どもの貧困に関する主な課題として、教育等の費用負担の軽減、教育の機会均等、支援が必要な子どもの早期発見、育児不安、ひとり親や生活困窮世帯への支援、子どもの居場所づくり、子育て世帯の生活基盤の安定、家庭と仕事の両立などを挙げておりますが、これらの課題に対する推進する施策として、国の大綱の重点施策を踏まえ、資料のとおり、推進施策として4つの施策にまとめております。右側の枠内には、その主な取組の内容を記載し、太字の部分は特に重点的に取り組んでいくこととしております。

初めに、推進する施策の「1 教育の支援」につきましては、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受けられる体制の整備と教育の機会均等の確保が貧困の連鎖を断ち切るために重要であることから、幼児教育・保育の無償化や保育者等の質の向上、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの学校を窓口とした総合的な支援体制の充実、就学援助、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援など、幅広い取組を推進していくこととしております。なお、現行計画で5つ目の施策としておりました東日本大震災被災児童等への支援を、新たな計画では、教育の支援の中に（8）として引き継ぎ、被災した児童や家庭に対する支援を継続して実施してまいります。また、関係者ヒアリングで寄せられた意見を踏まえて、主な内容の中に子どもの意見表明の機会を保障することを新たに盛り込んでおります。

- 次に、「2 生活の安定に資するための支援」につきましては、親の妊娠・出産期からの切れ目のない相談支援の充実を図るとともに、生活困窮者自立支援事業等との一体的な施策の推進や貧困対策として重要な子どもの居場所づくりの支援等を強化してまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、推進する施策の中の（8）としてコロナ禍を踏まえた生活支援を加え、コロナ禍による心理的・経済的不安の解消に努めることとしております。詳細については後ほど説明いたします。

「3 保護者に対する就労の支援」につきましては、ひとり親に対する就労支援や家庭

と仕事の両立支援を通じ、生活基盤の安定を図ってまいります。

「4 経済的支援」につきましては、児童扶養手当等の経済的支援を着実に実施するとともに、ひとり親家庭の養育費確保のための啓発等に取り組んでまいります。

- 次に、資料の下の部分、指標の欄をご覧くださいと思います。

指標につきましては、国の大綱で規定した 39 指標のうち、県で把握できる 23 の指標を用いるとともに、新たに県独自の指標として、「子どもの貧困対策計画」策定市町村数と子ども食堂の数を加えております。なお、子ども食堂の現況値は令和 2 年 11 月時点で把握できた箇所数とし、計画期間末までに、子どもの貧困対策計画については全市町村で策定、子ども食堂の数は 200 か所を目指してまいります。

《中間案からの主な修正点について》

- 続きまして、パブリックコメントや関係団体からの意見を踏まえた修正点について、資料 1-3 をご覧くださいと思います。

昨年 12 月 10 日から 1 月 12 日まで実施いたしましたパブリックコメントや関係団体の方々へのヒアリングなどでいただいたご意見の内容を要約し、主に 4 つの要点にまとめたものでございます。

- まず、1 つ目は子ども・若者たちの意見の反映についてです。ご意見の内容は、「支援者・支援団体へのヒアリングはなされているが、困難な状況に置かれている子ども・若者たちの声が全く取り入れられていない」というものでございました。

このご意見につきましては、県といたしまして当事者の方々から直接ご意見を伺い、その概要を、資料 1-1 の 12 ページ以降に「活動団体や当事者のヒアリングから」としてまとめてございまして、14 ページの最後になりますけれども、「子どもたちからの意見について」ということで当事者の皆様からのご意見も記載させていただいております。

また、この 1-1 の一番後ろから 4 枚になりますけれども、ヒアリングの詳細の内容を、参考資料といたしまして「計画の策定に当たり実施した当事者ヒアリング概要」として追加させていただいております。

内容は、子どもたちからの主な意見では、「信頼できる大人が周囲にすることで、悩みを話しやすくなる。何かあったら頼ることができるという安心感につながる」あるいは「自分たちが施設などを退所した後の支援制度の充実を求める」などの声が聞かれたところで

す。

また資料 1-3 にお戻りいただきしたいと思います。

- 2 つ目のご意見ですが、東日本大震災の影響についてです。子どもの貧困に対する東日本大震災の影響の実態についても計画で触れるべきとのご意見でございますが、これにつきましては、支援者・支援団体へのヒアリングを行ったときに、それぞれ震災の影響について伺っており、その内容を参考資料として「計画策定に当たり意見等を聴取した関係団体とヒアリング概要」に掲載しております。

主な内容は、「震災から 10 年がたとうとしている中で、子どもの貧困の原因が震災に起因するものなのかどうか曖昧になってきている」とお答えになった団体があった一方で、沿岸部で活動を行っている団体の皆さんからは、「震災を機に失職し再就職が難しい状況が

続いていることなど、震災の影響はいまだ根強い」といった意見が聞かれたほか、「当時の中高生が親になる世代であり、十分なケアが受けられず傷つきを抱えたまま乗り越えられていない人には配慮が必要だ」というご意見がありました。

- 3つ目のご意見は子どもの権利実現の視点についてです。ご提案の内容は、2019年の法改正の大きな点は、法の中では児童となっておりますが、「子どもの権利条約の精神にのっとり」という権利の視点で子どもの貧困解決を目指す方向性が示された点であり、次期計画の中でも子どもの権利にのっとった貧困解決を位置づけてほしいというものです。

これにつきましては、資料1-1、16ページをご覧くださいと思います。16ページ、「Ⅲ 計画の基本理念等」についての「1 基本理念」の2段落目の終わりに「子どもの権利を保障するための」という文言を追加いたしましたして、子どもの権利保障のための支援の必要性を盛り込んでおります。

- 4つ目のご意見は子どもの意見表明の機会確保についてです。子どもの意見表明の機会を保障する旨を計画の中に盛り込んでほしいというものでした。

これにつきましては、計画の「Ⅳ 計画で推進する施策と主な事業」において、基本的な方向性と主な取組を新たに加えて、子どもが意見を表明する機会の保障を図っていくこととしております。

具体的には、資料1-1の43ページをご覧くださいと思います。「(9) その他の教育支援」の中の「②多様な体験活動の機会の提供の基本的な方向性」に、「子どもが社会の一員としての自覚を持ち、社会参加意識を高めるため、県の政策課題等に対して意見を表明できる機会を提供します」という文言を追加するとともに、隣のページ、44ページに主な取組として「みやぎの青少年意見募集事業」を追加しております。

また、50ページになりますが、「(3) 子どもの生活支援」の中の「②社会的養育が必要な子どもへの生活支援の基本的な方向性」に、3番目の丸として「子どもの権利擁護を推進するため、児童養護施設等に入所している児童等の意見表明を保障し、生活等の改善に役立てる仕組みの構築を図ります」という文言を追加し、51ページの主な取組の中に児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業（アドボケイト）を追加しております。

以上がパブリックコメントのご意見を踏まえた修正点となります。

- 続きまして、資料1-3にお戻りいただきまして、2ページ目をご覧くださいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が低迷し、ひとり親家庭や非正規雇用者など、経済的に弱い立場に置かれている方々に大変深刻な影響をもたらしております。経済的な困窮と生活の不安、それに伴う心の問題は子どもの貧困問題にも大きな影響を及ぼすことから、コロナ禍のような非常時・緊急時には生活困窮家庭の子どもたちを支えていく必要があります。そのため、計画の「Ⅳ 計画で推進する施策と主な事業」の「2 生活の安定に資するための支援」の中に、新型コロナウイルス感染症に対応するための取組を新たに盛り込むことといたしました。

具体的には、資料1-1の59ページをご覧くださいと思います。59ページに「(8) コロナ禍を踏まえた生活支援」を新たに創設し、心の不調を感じている方が悩みを相談できる窓口の設置、収入減少による資金需要に対応するための貸付制度の活用、フードバン

クや子ども食堂に対する助成事業などを推進する施策として位置づけ、コロナ禍により様々な不安を抱えている人々を心理的・経済的な面からサポートしていくことを計画に明記いたしました。

以上が中間案からの主な修正点でございます。

《今後のスケジュールについて》

- 次に、今後のスケジュールについて簡単にご説明いたします。

本日の会議でいただきましたご意見を踏まえて、庁内調整を図り、最終案を調製いたします。3月中旬に知事を本部長とする次世代育成支援・少子化対策推進本部会議に諮り、本部会議の了承をもって計画策定となります。策定した計画は県のホームページで公表いたしますとともに、製本したものを委員の皆様をはじめ関係機関の方々に配付する予定でございます。

- 最後に、子どもの貧困対策に係る来年度の事業について簡単にご説明させていただきます。資料はございませんので、お聞きいただきたいと思います。

今年度に引き続き、市町村が行う活動団体助成などの子どもの貧困対策事業に対し県が2分の1補助し、市町村における取組の推進を図るとともに、県と河北新報社、公益財団法人地域創造基金さなぶりの3者で実施しております子どものたより場応援プロジェクトと連携し、新聞紙面を活用した子どもの貧困対策の広報・啓発を行ってまいります。

また、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりを行う団体の活動に対する情報発信や連携に関する支援に加え、今年度より開始いたしました子ども食堂運営団体への助成金交付事業を継続して実施するとともに、新たな取組といたしまして、ふるさと納税による寄附金を活用いたしました、子ども食堂を新規に立ち上げる際の経費補助などを行うことも予定してございます。

さらに、社会福祉法人など既存の社会資源を活用した子どもの居場所づくりに関するモデル事業についても、引き続き実施していくこととしております。

今年度はコロナ禍により開催を見送ることとなりましたが、市町村の計画策定や施策展開を支援していくための研修会なども各種取組と並行して開催してまいります。

以上で「宮城県子どもの貧困対策計画」(最終案)についての説明とさせていただきます。

君島副会長

- ありがとうございます。

ただいま事務局から次期「宮城県子どもの貧困対策計画」(最終案)についての説明がありました。事務局からの説明に対して忌憚のないご意見、ご質問をお願いしたいと思います。では、委員の方々からご意見等ありましたらよろしく申し上げます。

小林委員

- チャイルドラインの小林です。

資料1-2の主な課題のところですが、上から2欄目の育児不安が最初に来ているところがあります。これはもしかして育児不安、ひとり親・生活困窮世帯への支援と続くもの

なのではないかと読んだのですが、育児不安だけで、1行でよろしいのでしょうか。そこが表記が違うかなと思いましたので、ご意見をお聞きしたいと思いました。

あと、指標の子ども食堂の数ですが、子ども食堂といえども様々な設置目的があります。子どもの居場所として機能している部分もあれば、地域のネットワークづくりとか、それから相談の入り口として見ているとか、その動機が様々ですので、これを指標とすることで貧困対策ということなのですが、具体的に食堂ができることでどのような貧困への支援ができるのかという、そういうコンセプトがないとただただ立ち上げてどうぞということになりかねないので、その辺をお聞きしたいと思います。

コロナ禍でかなりの食堂が今休止していると聞いています。これはもともとボランティアさんでやっているところが多いわけですから、ボランティアさんの感染あるいはいらっしやる方々の感染、それを心配して休止しているところもあると聞きます。チャイルドラインもそうなのですが、ボランティアさんなので強制的に来てくださいというわけにもいかず、今、人数が少なくなったりして大変なのです。そういう方たちへの、保障というか支援というか、コロナでどんどん数が少なくなっていった場合に、県として開設してくださいというわけにもいかないのです。その辺について、この子ども食堂だけではなく、もう少し公的なところでの対応策というのがプラスしてあるといいのかなと思いました。お金とかそういうものではなくて、責任ですよ。開設している方たちの責任をどのように考えるか。保育でも時々事故があると設置者の責任となってしまうので、慎重に制度設計をしていただきたいなと思います。

君島副会長

- ありがとうございます。3つあったと思います。文言のところ、育児不安に関するところ、2つ目が、子ども食堂でできること、どのような対策があるのかということと、3つ目が、コロナ禍の中で休止しているところがある中で、公的な責任というか、対策としてどうあるかということですね。こちらについて事務局からご回答をお願いしたいと思います。

事務局（子育て社会推進室）

- まず、育児不安とひとり親・生活困窮世帯への支援、これがつながるものではないかということですが、実際にはいろいろ複合的につながっているとは思っております。ただ、育児不安によって子どもたちが、不安な状況になったりすることと、それからひとり親の方々や生活困窮者の方々への支援というのは、私どもとしては分けて捉えておりました。育児不安からひとり親の方々あるいは生活困窮者の支援につながるということもあり得ると思うのですけれども、これは言葉として羅列をして主な課題として挙げております。

あとは、子ども食堂についてのご質問につきましては、動機が様々だということが小林委員からお話がありましたが、そのとおりだと思います。子どもの居場所づくりであったり、あるいは、地域のコミュニティで、子どもだけでなく大人も、それからおじいちゃん、おばあちゃんもみんなでお話をしながらお食事しましょうということもあるかと思えます。ただ、子ども、当事者の方々にご意見を伺ったときにも、安心して相談できる場所

があるといいというお話も結構ありましたし、子ども食堂が居場所になることによって、子どもがそこで、自分のモデルとなるような大人を見ながら安心して食事をしたり、困っている、あるいはちょっと悩んでいることを話せたり、そういうところの居場所としても子ども食堂は貧困対策の一環として非常に有益なものではないかと考えております。それで子ども食堂の数というものをできるだけ、可能であれば小学校区に1つずつあればとても子どもも相談しやすいし行きやすくなるかとは思いますが、今現在活動している、あるいは活動を今後予定しているという団体が70か所でございますので、そこをできるだけ増やしていきたいと考えております。

それから、子ども食堂ではコロナ禍で休止をしているところがたくさんあります。実際に、昨年度の令和元年12月時点では100か所くらいの子どもの食堂がありましたけれども、現在、休止したり、あるいはコロナ禍でおやめになったところがあって、現在、私どもで確認できているところが70か所に減っていることも事実でございます。そういうようなところに、今年度、新たに「子どもの食緊急支援事業費補助金」という、再開するときの感染予防対策に使っていただく補助金として創設したものがあまして、感染症対策、あるいは空気清浄機ですとかマスクですとか手の消毒液とか、そういうものを買う購入費に対して補助等を実施しております。

それから、ボランティアでやっていらっしゃる方が万が一事故を起こしてしまって、大きな責任を負ってしまうということも考えられます。ボランティア保険への加入につきましても、今予算化はされてはいないですが、今後何らかの対策が取れないか、検討はしていきたいと考えております。

小林委員

- できれば、児童館みたいなものが小学校区に1つあって、そこで子ども食堂が運営されるような、そういうのができるといいかなと思っています。今、心のケアハウスなども大分定着してきたので、そういう共通のものを組んでいくという少し大きな視点での子ども支援をしていく形でやっていただければ、大きな輪になって、そして公的な目も行き届くようになると良いと思います。

君島副会長

- ありがとうございます。ほかの委員の方から何かご意見等お願いします。佐々木委員、お願いします。

佐々木（と）委員

- 先ほど子ども食堂の数なのですけれども、公的な支援ということでは、金銭とか、それから万が一いろんなことが起きたときに責任とかということで、そういう面ですけれども、やっぱりどこで開くとか、それから資金、それから特に一番なのが人材かなと思っています。1つの団体でそういうものを運営するのは非常に市町村においては難しいので、公的な行政と一緒にしながらつくっていくという姿勢があるとつくりやすいのかなと思っています。

それから、指標の24番に「子どもの貧困対策計画」策定市町村数が7市町村になっているのですけれども、今後7年度末までに35市町村が目標ということで、多分これからいろんなところでつくられるのかなと思ひまして、私も昨日、市のほうの会議があって子ども家庭課に聞きましたら、これからつくるところだというお話でした。ぜひ、県のほうとそれから市町村の策定が連携できるようなことのでつくられるといいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

君島副会長

○ ありがとうございます。2点ありまして、子ども食堂に関するご意見と、あと市町村における貧困対策計画に関することでした。事務局のほうからご回答お願ひします。

事務局（子育て社会推進室）

○ 子ども食堂の公的な支援につきましては、先ほどコロナ禍の中での緊急食の支援ということで、今年初めて補助事業を実施したのに加えまして、先ほど来年度の予算の中でもご説明いたしました、市町村が子ども食堂の設置などに費用を交付する、補助金として出す場合に対しても、県としても、2分の1を補助するという事業があります。

本来、子ども食堂や子どもの貧困対策というのは地域の実情に応じて対策を取っていくべきだと思っております。市町村にいろいろな対策を考えてほしいということで、モデル事業などを実施してほしいと考えておりましたが、なかなか腰を上げていただけるところが少なく、地域活動としていろいろな実績がある社会福祉法人の方々が、社協さんとかですね、そういうところで実施するところをモデル事業として実施して、そんなにすごく頑張らなくても実はできるんですよというところを示していただきたいなと思っておりました。ただ、今年度はコロナの関係があって、なかなか事業を展開していくことが難しかったので、来年度も同じような事業を実施して、社会福祉法人あるいは施設とか、あとは社協さんとか、そういうところで実施するものに市町村の方々にも参加していただいて、それを横展開できるような事業を考えております。

どこでやるかとか人材が大変だとか、本当に皆さんそうおっしゃいますが、子ども食堂に協力したいとかそういう事業をやってみたいとか、子どもたちのために何かお手伝いしたいという方は実はたくさんいらっしゃるんですよ。だから、地域の、市町村とかあるいは社協さんとかが中心になって、いろいろな子ども食堂なり子どもの居場所ができていくことを目指していきたいと思っております。

あと、計画策定市町村でございますが、現在、ご指摘があったように7市町村にとどまっております。昨年度の法改正で、市町村でも計画をつくるということが努力義務化されましたので、県としては、県の計画が終わるまでには全市町村で計画を策定してほしいと考えております。今年度は残念ながら実施できませんでしたが、例年は市町村との勉強会を実施しております。来年度も先進例の紹介ですとか、計画を策定したところの情報ですとか、そういうものを市町村に提供しながら勉強会等を重ねて市町村を支援していきたいと思っております。あとは、社会福祉法人等でやっていただくモデル事業にも市町村に入ってもらって、どういう事業をやっていけばいいのかというところを、そんなにすごく

かしこまらなくても、頑張らなくてもできるのだというところを皆さんに分かっていただけるように、いろいろな事業を展開してまいりたいと考えております。

君島副会長

○ ありがとうございます。ほかの委員の方でご意見をよろしく申し上げます。荒木委員、お願いします。

荒木委員

○ 荒木です。

私は、少し気になる言葉、保護者に対する就労の支援のところ「親の学び直し支援」という言葉がありますが、まさに言葉どおり学び直していくことは親としてずっと必要なことであり、生活を立て直すにあたり必要かなと思うのですが、何か「学び直し支援」という言葉が、何か失敗をして学び直すようなイメージがどうしても私のほうでは勝ってしまって、内容を見ると、キャリアプランの再設計とかキャリアコンサルティングを定期的に受けられたりという内容とのことでしたので、学びの支援でもいいですスキルアップ支援とか、もう少しポジティブなイメージが強くとよろしいかなと思いました。

君島副会長

○ ありがとうございます。「学び直し」という言葉なんですけれども、いかがでしょうか。ほかの委員からももし何かありましたらお願いします。では、事務局のほうからお願いします。

事務局（子育て社会推進室）

○ 荒木さんのお話を聞いてそのとおりでないと、学び直すって何事だという感じはいたしました。いろいろな担当部局で実施していくものでございますので、そういうご意見があったということをお話しして、できるだけポジティブな言葉を使っていくように検討したいと思っております。

君島副会長

○ ありがとうございます。では、ほかの委員の方からご意見を申し上げます。高野委員、お願いします。

高野委員

○ 私、この資料を頂いてずっと読んでいたのですが、この子ども・子育て会議のとき、最初に出された案の中に貧困というのがなかったので、要するに宮城には貧困家庭はないのかとか貧困で苦しむ子どもはいないのかということで入れていただいたという、最初の一、二回目の中のことを今ずっと考えていました。

子どもって、私たちは保育所ですから、0歳から5歳、6歳までの6年間、子どもが今から生きていくうちの6年に関わるんですけれども、教育というところでは、食育に

しても例えば読書に関することでも、必ず小学校になって1年生になってからということで、この会の中でもずっとそのことには抵抗してきました。これを読むと、要するに、じゃあ保育所で何ができるのかということ、結局は幼児教育・保育の無償化になったと。でも、もちろん貧困の問題にもなるけれども、これは高額所得者であれ貧困の家庭であれ3歳以上はみんなゼロになったわけで、これは決して貧困対策ではないですよと私たちは思っています。

それで、保育所という子どもの生活の基盤に、本当は家庭が基盤なんですけれども、今保育所で、うちの保育所は13時間やっていますから基盤になりますけれども、本当の貧困というのはそんなに感じないんです。本当に今今、今日食べるものがないというのは、たまたま保健所からおうちにいるお母さんで保育所にもどこにも入っていないという方が連れてこられて、今お金が10円しかないとかエンジンが3個しかないとか、そういう人はいるんだけど、保育所に来てもらおうと、朝食食べなければ食べさせて、お昼食べさせて、夜も食べさせてから帰るといふ。それから、着るものがなければ保育所で用意したり、みんなから頂いたお下がりを着せるとか。あと、すぐ今は生活保護を頂けるよね。昔は結構生活保護を頂くのにめんどくさかったんですよ。でも、今は割とすぐに申請できるから、18、19歳で子どもさんを未婚で産むともう生活保護を頂く人がけっこういる。生活保護を頂くのもいいんだけど、時と場合によるので、それでもう働かなくなる、働く意欲もなくなる人もいます。

だから、さっき荒木さんがおっしゃった、親の学び直しというのは言葉によったら私はそんなにイメージは悪くないんです。だってお母さん自身が、養育歴、生育歴、そういうものを考えるとそうせざるを得ない状態で育ってきている家庭が、若いお母さんたちがたくさんいるんです。でも、私たちが保育所にいる5年なり6年いる中で、そのお母さんの生き方、まず人としての生き方みたいなものとも向き合っていない。ここは保育所関係の人は分かると思いますが、子育て支援というけれどもほとんど親支援ですよ。生活支援です。だから、そういう支援をして、大変だろうなと思うと、今度は生活保護がすぐもらえる。

いろいろ聞いていると、何かということこの資料はいつも「仙台市を除く」と書いてありますけれども、仙台市は割と生活保護を受給しやすいんですよ、他県のいろんな情報を聞くと。いいと思うんです、必要な人がいるわけだから。ただ、昔のように本当に今今食べるものがないという家庭ってそんなにいるのだろうか。

保育所という、常に子どもと親と接触しながらやっていくところだからいいんですけれども、ただ、今度学校に行ったら問題なんですよ。学校から電話が来るんです。うちの保育所から卒園した子、兄弟なんかいると、「リコーダーがないから音楽の授業ができないんです」って電話が来ると、うちは卒園児からそういうのを集めているので、兄弟2人分学校に持っていく。2年生か3年生になると、お習字道具、親が買えないからと言われると、じゃあお習字道具を持っていく。それから、着替えがあるのかないかわからないけど、着替えがないから臭いって子どもたちが言っているんだって、うちの卒園児が言われれば、着替えを親に渡すということもある。だから、その辺が継続できていない。保育所ではある程度やれるんだけど、もう学校に送り出したら難しい。学校から言ってもらっただけあ

りがたい。でも、私の胸のうちは、それ学校に行ったら学校でやるんじゃないのとは思いますよ。でも、声をかけてくれるだけ、子どもがほったらかされるよりは声をかけていただいたほうがいいから、そういう疑問を持ちながら子どものために服を持っていく、そういう教材、道具を持っていくということのできるの、何かその辺のつながりというか継続が大事だと思います。

だから、本当にいろんな問題がいっぱいありますけれども、おぎゃあと生まれたときからの貧困対策みたいなものというのは保育料を無償にしたからいいのかと。だから、親支援だってどうしていくか。それから、保育所の質の向上というけれども、このごろは、仙台市でいえば毎年5か所も6か所も、この20年くらいで130か所くらい保育所は増えているわけですから、そうすると、そういう子どもと親に対する支援がどの程度できるか。質が高いというのは、ピアノが上手だとかお絵描きが上手だとかではなく、子どもの指導が上手なのが一番なんですけれども、なかなかその辺が、本来の福祉の支援になっていない。だんだんそれが離れていく。だから、そういうことを考えると何かすごく考えてしまって、いつも先に手挙げるほうなんだけれども、どうなのかなっていうふうに思います。でも、小学校に行っても生活保護はもらっているわけですよ。だから何か、ずっと保育所に卒園しないでいてもらいたいという家庭もあるんですけれども、これはしょうがないので。

だから、親を変えようとは思わなくていいですよ。親を変えようなんておこがましいことは私たちは思っていないけれども、ただ、どう生きていくのがいいのか、向き合っていけないと、やっぱりいつまでも貧困は連鎖で続くのではないかと思います。だから、貧困って、お金がないのも貧困かもしれないけれども、生き方の貧しさ、ちゃんと生きていけない、そういう人たちのことを考えると、人として何が大切なのかということだと思います。それで、保育所って就職しないとやめなきゃいけないんですよ、3か月ぐらいついて。そうすると、なかなか仕事が見つからない方もいます。お母さんと話をすると中学校卒業なんです。そうすると、中学校卒業ではなかなか就職できないそうなんです。「そういうのってまだあるの」と言ったら、あるんです。断られるそうです。だから、今になって思ったら、高校だけでも出ておけばよかったかなというふうには考えるようになってきた、と言う保護者の方も結構若いお母さんたちでいるんです。

だから、ここには、貧困というのは確かに経済的な貧困が優先するのは分かるんだけど、今の若い人たちとかを見ていると、やっぱり生き方の貧困とか生育歴、教育の仕方というのがどうされてきたのかなってすごく感じるんです。そうすると、この貧困みたいなのはずっと続いていくんじゃないかな、逆に。保育所終わった、小学校終わった、中学校終わったというふうになって、そのうち今度ひどくなると学校に行かなくなるのでね。だからそういうところを、経済的な貧困と併せてやっぱり生き方、人としての生き方とか、そういうものをどう考えていけるかという。すごく心が貧しいというか、そういう人もいます。でもそれは、そのお母さんとかお父さんの責任じゃないなって、話をして分かるので、その辺の支援という中に含めて、あんまりこういうことって大っぴらに言えないのは分かるんだけど、制度の中にそういう支援も、経済的な支援プラス生き方支援、心の支援、人としての支援というものも入れていただくとちょっとありがたいのかなとい

うふうに思います。それは逆にゼロ歳の子どもを持つお母さんあたりから始めていかないとなかなか難しいと思うんです。よろしくお願ひしたいと申ひます。

君島副会長

○ ありがとうございます。未就学児に日々関わっている立場からご意見をいただきました。今のご意見に関連してほかの委員からお願ひ申ひます。小林委員、お願ひ申ひます。

小林委員

○ 今、高野先生のお話を聞いて、そうだ、大事な視点が抜けていると気づかされました。要するに、ここの根本である虐待防止、これが入っていないんだと思うんですね。虐待をしてしまう親、してしまうかもしれない親への対応というのはたくさん書いてあるんですが、予防する、これからもう虐待される子どもを生み出さないというのがちょっと足りないですかと気がつきました。これは、貧困となってしまった方たちへの対策ということでは非常に充実して見えるんですけども、もう二度とそういう子どもたちを生み出さないという決意というのが、どこかにないかなと思っひて探したんですが、見つかりませんでした。そこでSDGsが使えるかなと思うんですね。これは世界的に子どもの虐待をなくすというのが掲げてありますので、それを明確にどこかに書いていただくと、市民の方たちにも、結局、貧困を生み出している元に虐待の問題って結構大きいよということを啓発していければ、何となく道筋が見えてくるかなという気がしましたので、ご検討をお願ひしたいと申ひます。

君島副会長

○ ありがとうございます。一番最初の育児不安の話もありましたけれども、お金の余裕のなさが心の余裕のなさにつながって、それが虐待ということがあるかもしれませんけれども、貧困イコール虐待かどうかでなかなか議論があるところだとは思ひますが。

小林委員

○ そうなんです。

君島副会長

○ 事務局のほうから何かご回答がありましたらお願ひ申ひます。

事務局（子育て社会推進室）

○ 回答が非常に難しいご質問、ご意見だったかと思ひます。

SDGsのことについても、私どもといたしましては、SDGsの考え方をこの貧困対策の中に盛り込むということでここに記載させていただいておりますので、文言がないからということでSDGsの考え方、虐待を防止する、ということが含まれていないのではないと認識しています。小林委員がおっしゃったように、虐待があつてから対応するのではなく、未然に防止することのほうがより大切なのだというのは本当にそのとおりで思

っております。私どもとしても、そのために幼児教育ですとか、あるいは子ども食堂で子どもたちが自分たちの居場所、あるいは小さいときからそういう教育を受けていくということが大切なのだと思うんですけれども、そういうことをやっていく中で、虐待の未然防止ですとかそういうことを地道にやっていくしかないのかなというふうに思っております、どこの場面にどういうふうに盛り込んだらいいのかというのはちょっとなかなか難しいかなというふうに思いました。私どもとしては、SDGsの考え方をこの貧困対策の一環として取り入れて、その考えの下にいろいろな施策を実施していかねばならないということでSDGsのところを盛り込んでいっているつもりでございます。

あと、高野委員がおっしゃった幼児から児童になる変わり目の継続の問題については、幼稚園、保育所から小学校に入る、そのつながりが非常に途切れてしまいがちで、福祉から教育が変わるときにその連携がうまくいかないというのが、これはずっと言われてきた教育と福祉の連携の大きな課題だというふうに思っております。それは県庁内でも、庁内挙げて教育と福祉の連携をどうやってつなげていったらいいかということは検討なり議論をされているところでございますが、なかなかそれが現場まで浸透していくのは非常に難しいことでございますので、高野委員のおっしゃったことを今後も継続して一つ一つ積み上げていくしかないのかなというふうに思っております。そういうことが全く書いていないわけではなく、そういう視点で書いているつもりではあるのですけれども、ちょっとどういうふうに書けばいいかなというところはあります。

あとは、生き方の貧しさとか教育の重要性というのは非常に重要な視点でございますので、今の意見を参考にさせていただいて、私どもの施策に生かしていくということでお答えにさせていただければと思います。

君島副会長

○ ありがとうございます。ほかにご意見ある方はいらっしゃいますか。

竹下委員

○ 竹下です。

資料1-2の、経済的支援の養育費に関するところなんですけれども、ここにもし可能であれば「共同養育」という言葉を入れられないのかなと感じました。というのは、養育費というのはやはり別れた、ほとんどの場合は母子家庭になって、お父さんのほうからお母さんのほうにお子さんの養育費が入るという形にはなると思うんですけれども、別れてしまえば夫と妻という関係はなくなりますが、子どもにとっては別れても父親であり母親であり、できればお金、養育費で共同養育、いつまでも子どもを養育しているというのを何かしらちょっと柔らかい言葉で、別れても育てていきましょうよというのも啓発活動というか、ちょっと柔らかい言葉で入れていただくと、これからの子どもに対する育て方の新しい案として示せるのではないかなというふうに思いました。

君島副会長

○ ありがとうございます。「共同養育」という言葉ですね、国では親権に関して共同制と

というような議論というか検討もされていますけれども、親権の問題ではなくて、共に育てるといふところの言葉ですかね。このことについていかがでしょうか。

事務局（子ども・家庭支援課）

- 経済的支援という観点で養育費をどうするという、そういう記載をさせていただいていくところになるかと思えますけれども、そうしたところに今ご指摘いただいたような言葉というか考え方を、どのように入れられるか、検討させていただきたいと思えます。

君島副会長

- ありがとうございます。根来委員、お願いします。

根来委員

- 根来と申します。

前回は話したこととちょっと重なるんですけども、結局この計画というのが、平成 28 年度から県としては取り組まれて、今回また見直しということなので、まだまだ不足しているところだとか、それから仕組み自体が十分に整っていない、例えば各機関との連携であるとか、そういったところもきっとあるのだろうなどは思います。ただ、こういう計画というのは、実施するためにはその対象となる人や場所、そういったものに先にこちら側から気づいて、それで対応するということが必要で、そのためのいろんな計画も組まれていると思うんですね。ですから、その気づくということ考えたときに、NPO だとか市役所だとか社協さんだとかということもあるでしょうし、今回、各市区町村も努力としてこういうことを考えていきたいと思いますということになったということであるんですけども、県と市区町村の役割も違うものもきっとあるんだと思いますので、今後、こちら側が先に気づくということに対してどのような仕組みづくりがあるのか、その辺のところをお伺いしたいなと思っております。

君島副会長

- ありがとうございます。貧困家庭とその子ども、対象に気づく仕組みというお話でしたけれども。ほかの委員からも関連したご質問がもしあればお受けします。

海野委員

- 海野です。

気づくということで、教育のところで学校を窓口としてということが（2）でも言われていますが、学校が一つの窓口になって次に進むというのを想定しているように思うんですけども、学校とうまくいかない家庭というのがあると思うんですね。これは子どもと学校もありますし、親と先生との関係とかいろいろあって、学校を窓口にしにくいような人たちもいるのではないかなと。特に何か問題があるとそういう可能性がますます強まるような気がするんですね。だからこそ、学校でも家でもない、どこかほかの居場所、ほかのルートというのをつくっておかないといけないのではないかなと思うので、そういう意

味でも居場所づくりは大事だなと思います。子ども食堂を結構表に出していますけれども、子ども食堂に限らずそういうものはいろいろあると思うんですね。一度も話題として出てきたことはないんですけども、家庭文庫とか地域文庫とかボランティアでやっているんですけども、今まで子どもたちの居場所になっていたところなんです。それから、そこのお母さんたちと子どもたちは本当にいろんなことを話し合える関係ですし、親のこと、家庭の事情などもよく見える場所です。でも、そこで分かってもそこから先に進めないというのがあり、そのボランティアの人たちが気づいても、学校を窓口にするとなると、学校とはまた別のところですし、何か別のルートをちゃんとつくっておいたほうがいいのではないかなと思いました。

君島副会長

○ ありがとうございます。学校というキーワードが多く出てきましたけれども、佐々木委員、ご意見をお願いしたいと思います。

佐々木（貴）委員

○ 佐々木と申します。

やはり今委員の皆様のご意見を聞きまして、親の教育といいますか、子どもの教育をしている学校ではありますけれども、親のほうの支援、教育もしないとやはり、家庭と両面でいかないとうまくいかないというところは非常に重要な視点だと思います。現実問題としまして、不登校の生徒の裏側にはやはり家庭環境の厳しさというのがあります。その中にはやはり貧困というのに関係している事案が多数ございまして、学校としても、福祉側の関係部局と連携をしてとにかく家庭を支援していかなければならないという状況です。

あと、今、学校とうまくいかない、そういうご家庭はどういうふうなルートなのかというご意見も出ましたので、やはり学校とうまくいかならないように学校はしていきたいとは思いますが、どうしても親御さんにとっては、学校に来させようというプレッシャーに感じることもあるのかなということで、うまくいかないというような状況もあることも確かです。そういったときには、どういった機関があるかなということで、相談機関につなげていくというところに重点を置いて今やっているところです。

今回こちらの最終案を頂きまして、非常に細やかに諸団体にヒアリングをされて、そういった現場の声を取り上げて立てられた計画なんだなと思いましたし、この事業を見せていただいて、本当に今すぐでも利用したいという事業があります。そういったときに、どこに聞けばいいのかなと学校側も迷ったり、分からないところがありますので、そういったところを今後積極的にお知らせいただければと思います。例えばですけれども、49ページにあります保護者の育児負担の軽減で地域子ども・子育て支援事業、こういうものを実施主体が市町村でやっているんだなということで、これは新規ではなくて、今やっている事業なのですよね。ですので、こういった事業があるというのを目にしたら、すぐそちらに問い合わせさせて保護者に紹介をすとか、そういったふうに何とかしていきたいなと思っています。

私はこれを目にしたので、こういう事業があるんだなと分かって、何とか糸口を探して

いこうとできるかもしれませんが、例えばこういった計画を目にする機会が学校になかったり、そういう事業をやっているんだなということを学校が知らなかったりといったこともあるかと思いますので、ヒアリングの意見にもありましたが、やはり相談する窓口がどこなのかということがすぐ分かるような周知があるといいのかなと思いました。このような貧困計画が今度出るんだということが学校でも分かって、いろいろな事業があるということで利用しようということが学校側もどんどん分かればいいのかなと思っています。

君島副会長

○ ありがとうございます。佐藤委員、地域福祉の立場からご意見等ありましたらお願いします。

佐藤（善）委員

○ 私、虐待防止の会議の中身をちょっと今思い直していたのですが、虐待関係に上がってくる家庭はやっぱり貧困というのは大きな、貧困が占める割合が多いのではないのかなということを改めて思ったところです。そのほかに親の問題とか、それから生育上のいろいろな問題とか、そういうことによって起きてきているのもありますけれども、やはり大きな問題としては貧困ではないのかなと今思っているところです。これをどう解決すればいいのかというのは難しい問題ですが、地域でと言われてもなかなか、これをどう取り上げていいのか、今悩んでいるところです。

君島副会長

○ ありがとうございます。では、本多委員、お願いします。

本多委員

○ 本多です。

先ほども話題になりましたが、不登校の問題というのは大きい問題だと私は感じています。子どもが高学年とか、中学生ぐらいになると不登校になる人がとても増えているようです。何となく不登校イコールいじめというイメージがあったりするのですが、そういったものではなくて、理由が分からないということを最近よく聞きます。実際子どもが小学6年生と中学2年生なので、いろいろ周りで不登校の話題を聞くことがありますけれども、やはり今は昔とはちょっと違って、周りの子どもも同級生も分からないし先生も理由が分からないような生徒さんが不登校になっているケースが増えているということを聞いています。

あと、実際に通級指導だとか中学校ではそういったクラスがあるようで、ほかの近くの中学校の子が通っていたり、空き教室を使って、クラスというわけではないけれども、担当の先生がいるそうです。実際に行っていないと保護者は詳しいことは分からないのですが、そういった取組もやっているということは聞きました。

あと、資料1-1の3ページに載っていましたが、教育の支援という1番の下のところ

に書いてある、学び支援員とか学び支援コーディネーターというのは、私たちは身近にはあまり聞かないのですが、もしかしたら、1年生のお世話とかをボランティアのコーディネーターの地域の方がやっていたらいいなと、そういった方のことをいうのかなと思いました。あと、最近小学校でも相談員という方が地域の方の名前で、学校に採用されているような形で名前だけ出ていたのですが、実際スクールカウンセラーもいるので、またそれとは別の役割のようですが、そういったところも少しずつ充実はしてきているのかなとは思いますが、実際、相談員の方のことはあまり私たち保護者には情報として来ないので、どういった相談を受けているとかそういう詳しいことは分からないのですが、実際学校に行きたくなくなってしまうという子どもさんの理由が分からないというのも、貧困問題と必ずイコールではないかもしれないんですけども、子どもの心の豊かさがなくなっているから、人と関わりたくないとかそういったことになっているのかなと感じました。

あと、地域との関係も、最近は地域の方がボランティアに入ったりコーディネーターをしたりしているというところで、昔よりも学校との結びつきが深くなっていたり、放課後の児童館だとかも、私の子どもの頃はなかったもので、そういったところで周りに相談できる大人が増えているんじゃないかなと感じていたりします。

あと、こちらの冊子を今日見たのですけれども、ヒアリングの充実ということで、すごくいろいろ意見を聞いて、実際に現場の声だとか当事者の意見を踏まえた上でこういう冊子を作っているというのはすごくいいことだなと感じました。

君島副会長

○ ありがとうございます。

直接日々子どもに関わっている委員の方々から様々なご意見が出たことかと思えます。今までの意見の中で未就学の児童のことが今回多く出てきましたけれども、前回の計画では、どちらかという学校教育をプラットフォームとしてというような、学校に上がってからの施策が非常に多かったのですが、今回の計画は、妊娠・出産期から未就学児の領域というか、そのボリュームが大きくなったなというイメージがあります。ただ、お話に出てきましたけれども、学校教育と学校に上がる前の機関との連携やそのあり方については、そこが少し顕在化したというか、いろんな課題が見えてきたのではないかなと思います。

では、最後に、コロナ禍で企業も大変だと思いますが、阿部委員のほうからご意見をお願いしたいと思います。

阿部（祥）委員

○ 阿部でございます。

今、コロナ禍ということでお話がございました。私は連合のほうで今仕事をしておりますけれども、連合のほうに寄せられる労働相談で、現状で言えば件数はものすごく減ってきているところではあります。ただ依然としてコロナ禍での解雇、雇い止めだったり、特に非正規雇用の方の契約更新、そういった部分で相談が寄せられる場合がございます。全国的にはまだ非常に多いですけども、宮城の中では減ってきていると。ただ、東北で

見ますとやはり宮城が一番多いところではあります。先ほどの情報発信の部分でもお話があったかと思いますが、予算的にもマンパワー的にもやはり限界があるので、どこまでできるかというところはあるかと思えます。ただ、例えば各学校の場などでは希望する保護者に対してのこういった概要版の説明であったり、妊娠・出産期からというところも含まれておりますので、出産をするといういろいろな窓口で手続とか申請があるかと思うので、そういった方々に対してこの冊子をお配りするとか、そういった情報発信を継続的に行っていただければと思っております。

また一方で、やる側にとっては情報発信は重要ではあるんですけども、利用される方々のほうもやはり自分でこういった情報を取りに行くということも大事だなと感じます。例えばネットを使える方であれば、うまく単語、ワードでヒットすればこういった情報が出てくるかと思いますが、例えば、宮城県のホームページを見た際に、いろいろなページを進んでいかないとここまでたどり着かないといった部分もあるかと思えます。子どもの貧困対策だけの施策のホームページではないので、いろんな施策があつてのホームページなので、情報量がたくさんある中で難しいところだとは思いますが、例えば何か一目見たときにすぐ目的の情報まで簡単にアクセスできるような、そういった情報の環境も必要なのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

君島副会長

○ ありがとうございます。

多くの意見が出てまいりましたけれども、これまでのところでご回答ができるところがあれば、事務局のほうからお願いしたいと思えます。

事務局（子育て社会推進室）

○ いろいろなご意見をいただきました。先ほど気づきの仕組みがどうなっているのかということでしたが、やはりこれは、先ほどお話していただいたように、学校や保育所、あるいは幼稚園等で子どもたちの様子を見て気づいたものを福祉につなげるというような仕組みを考えているところです。ただ、海野委員のおっしゃったように、学校となかなかうまくいかないところはどうするんだというようなお話があつて、そういうところについては、福祉の様々な相談機関ですとか、あとは、やっぱりそこで大きいのは、子ども食堂などの、子どもが気軽に行つて、そして安心できる大人と一緒にお話ができたり、そういうところをたくさんつくっていく必要があると思っております。

ただ、そこまでになるのには子ども食堂はまだまだ足りませんし、福祉と教育の連携ということもずっとと言われておりますが、なかなか進んでいけない難しさがあります。そのような中で、こういう計画をつくりながら地道に連携していくしかないと思っております。そういう中で皆さんのご協力というものが非常に私たちにとっても心強いですし、地域のいろいろな声を拾っていただくという意味でも大きい役割になっていただいていると感じております。

あと、先ほど情報発信ということがありまして、情報を誰にどのように届けるかということは非常に難しい問題ですが、県でもいろいろホームページに載せているのですが、阿

部委員がおっしゃったように、なかなか自分が欲しい情報がすぐに入ってくるわけではないという問題があります。ただ、今年度、子育て支援のポータルサイトをつくりまして、可能な限り子育て支援のいろいろな情報を見やすく分かりやすく提供できるように、そういうサイトもつくった次第ですので、そういうものを活用しながら情報提供等に努めていきたいと思っております。

もし何かこんなことがあったらいいですよということがあれば、こういう会議だけでなくいろいろ教えていただければ大変参考になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本当に地道に努力してまいりたいと思ひますので、皆さんのご協力をお願ひいたします。

君島副会長

○ ありがとうございます。

説明に対する意見はこれで終了したいと思います。

事務局におかれましては、この会議において出された意見を踏まえて、作業を進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(3) その他

君島副会長

○ 最後に、その他、今までの内容以外でご意見とかご提言等ありましたら、いかがでしょうか。高野委員、お願ひします。

高野委員

○ すみません、多子児について、前の会議の際にも言ったと思うのですが、双子とか三つ子とかの多子児支援が全国的に大変遅れています。子どもを産んでください、出生率を上げてくださいとは国もどこの市町村も言うのですが、せつかく双子さん、三つ子さんが生まれても、その支援が本当になんないんです。そうするとお母さんとか家族だけで一生懸命子育てして、新聞等で皆さんこの二、三年のことなのでご存じだと思いますが、大変不幸な結果になることがあります。それで、私は仙台市なので仙台市のほうに支援をお願ひして、この4月からは何とか支援いただけるようになったのですが、3月まではなかったのです。コロナ禍の中、去年の7月から始めて、双子さんを一時保育の中で無償でお預かりしています。保護者の方からは、おやつとミルク代の300円以外はお金は頂いていません。本当だと1人2,700円で、2人預けると5,400円です。それは大変負担ですよ。

それで仙台市はそうすることになりましたが、どうぞ県からも仙台市を除く市町村のほうに、どこにでも双子ちゃん三つ子ちゃん、数は多くありませんけれどもいますよね、そういうことでぜひ声をかけていただきたいです。それこそ、虐待よりも深刻な、子どもさんを殺してしまうという問題も出ていますので、うちは思い切って始めました。本当は、細かい国の基準がなければ一番いいのですが、それを今回仙台市は飛び越して、国の基準によらずに市単独で実施することにしたんです。ただし、双子のうち1人だけが補助してもらえらる仕組みです。1人分は保護者からもらえということですが、うちはもらわないで

やっていくつもりです。ぜひ多子児の支援に県も動いていただけたらうれしいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

君島副会長

○ 貴重なご意見ありがとうございました。ほかにはないでしょうか。荒木委員をお願いします。

荒木委員

○ 今日の話の中にもありましたが、福祉と教育の連携ということで、私は今回この会議の場には児童館の立場として入っておりますが、児童館は0歳から18歳ということで福祉も教育も混在している場になっております。ですから、今回のいろいろな課題に関しても児童館をたくさん活用していただければと思っております。

全国大会が今年の11月に宮城県で行われますので、こちらでも盛り上げていきたいと思っております。様々な活用の方法と、それから、今児童館の中で、子どもの権利、子どもの参加などに関して皆さんで学びを深めているところでもありました。今回の計画にもありますが、子どもの権利については、やはり子どもが知っているということがすごく大事だと思っておりますので、情報の提供もそうですし、このような子どもたちを守ったり、子どもたちの力を信じたり、そういう動きがこの宮城県で大きく動いていくということを子どもたちにぜひ伝えていきたいなと思いました。ありがとうございます。

君島副会長

○ ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、以上で終了させていただきます。進行を事務局のほうにお戻しします。

事務局（子育て社会推進室）

○ 君島副会長、進行ありがとうございました。

最後に、事務局から1つご紹介がございます。お手元に、「みやぎの未来・子どもの未来」という冊子がございます。各子ども食堂さん、いろいろな居場所づくりに取り組んでいらっしゃる団体の紹介などを掲載しておりますので、もし何かで活用いただくときには、もっと部数が欲しいというようなことがあれば、今日でも結構ですし後ほどでも結構でございますので、ご連絡いただければ必要な部数をお渡ししたいと思いますので、ぜひご活用いただければと思います。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

委員の皆様、お忙しい中、誠にありがとうございました。

5 閉会

以上